

令和元年度沖縄県有料老人ホーム集団指導
業務委託契約書(案)

沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課

委託業務契約書（案）

1. 委託業務の名称 令和元年度沖縄県有料老人ホーム集団指導業務
2. 契約期間 契約締結日から令和2年3月31日まで
3. 契約金額 金 _____円
(うち消費税額及び地方消費税額 _____円)

(注)「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

上記の委託契約について、委託者 沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と受託者 ○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年 月 日

甲 住所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
氏名 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
氏名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○

(総則)

第1条 乙は、別紙の令和元年度沖縄県有料老人ホーム集団指導業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

(契約保証金)

第2条 乙は、契約保証金として契約金額の100分の10を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は、この限りではない。

(委託業務内容の変更及び契約変更)

第3条 甲又は乙の都合により委託業務の内容を変更するときは、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、甲乙事前に協議のうえ、契約の内容を変更することができるものとする。

- (1) 賃金、物価等に著しい変動があったとき。
- (2) 天災その他の災害により著しい被害を受けたとき。
- (3) 本契約を履行するために必要な物品に係る税について変動があったとき。
- (4) 行政目的上、又はその他の理由により、この契約の内容について仕様を変更し、あるいはこの契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じたとき。

2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から30日以内に整わない場合には、前項に規定する変更の内容は甲が定めるものとする。

3 第1項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

(危険負担)

第4条 委託業務の実施に応じて生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。

(検査)

第5条 乙は、業務を完了後、令和2年3月31日までに、甲に対して業務完了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了届の提出を受け、業務完了の確認、検査を行い、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正して、甲の確認、検査を受けなければならない。この場合における甲の確認、検査については、前2項の規定を準用する。

(報告書等及び委託料の確定)

第6条 乙は、業務の完了にあたっては、速やかに委託業務完了報告書（以下、「報告書」という。）を納入しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙から報告書を受けたときは、契約の内容に適合するものであるかどうか等を調査し、適合すると認められたときは、委託料の額を確定し、乙に対し通知するものとする。なお、精算の結果、その金額が委託料の額に満たないときは、その精算額をもって委託料とする。
- 3 乙は、前項の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正して、甲の確認、検査を受けなければならない。この場合における甲の確認、検査については、前2項の規定を準用する。

(委託料の支払)

- 第7条 乙は前条に定める通知を受けたときは、業務委託料（既に支払済の額があるときは、当該支払済額を控除した額）の支払いを請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(委託業務の中止)

- 第8条 乙は、天変地異その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに委託業務の中止（廃止）申請書を甲に提出し、甲と協議のうえ契約を解除することができるものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、委託料の精算をするものとする。

(甲による契約の解除及び違約金)

- 第9条 甲は、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除し、また、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。
- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。
 - (2) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき。
 - (3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
 - (4) 乙が次に挙げた一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

ア 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益をを図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 乙が第13条第3項により契約の一部を第三者に委任、又は請負わせ、当該第三者が次に挙げた一に該当するとき、本契約を解除することができる。

ア 当該第三者が前号のアからオのいずれかであると知りながら、当該第三者と契約を締結したとき。

イ 当該第三者が前号のアからオのいずれかであると判明し、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙が従わなかったとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

2 前項の規定による契約解除の場合には、甲は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

(乙による契約の解除)

第10条 乙は、甲がこの契約条項に違反したときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項に定める場合のほか、契約の解除を必要とするときは、甲と協議のうえ契約を解除することができる。

3 第1項の規定による契約解除の場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(秘密の保持)

第11条 乙は、本契約による作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。

(著作権)

第12条 指導時に使用（投影・配布）する資料の他、作製したカリキュラム等の使用权及び所有権は、甲に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第13条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第14条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、指名停止措置を受けている者、暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、事前に甲と調整し書面による承認を受けなければならない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が前各号に違反した場合は、甲は本契約を解除することができる。この場合の違約金、損害金については、第8条第2項及び3項の規定を準用する。

(関係書類の整備)

第15条 乙は、委託業務にかかる収支及び雇用・就業の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを契約の日の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。

(疑義の協議)

第16条 この契約に定めのない事項及び、この契約に定める事項に関する疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第17条 前条の規定による協議が整わない場合など、この契約に関する一切の紛争に関して、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(不当介入に関する通報・報告)

第18条 乙は、本契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第19条 本契約において、契約期間中途において消費税及び地方消費税額の率が改定された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第6 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第7 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第8 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

**令和元年度沖縄県有料老人ホーム集団指導
業務委託仕様書（契約書添付）**

沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課

1 委託業務名

令和元年度沖縄県有料老人ホーム集団指導業務

2 契約期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

3 事業の目的

有料老人ホーム設置者・施設管理者を対象に集団的な指導（以下、「集団指導」という。）を実施することで有料老人ホームの適正な運営を促し、有料老人ホーム入居者の安心・安全な生活の確保を図る。

4 委託業務の内容

(1) 集団指導の企画(計画)業務

有料老人ホーム設置者・施設管理者を対象として、次の事項に基づき集団指導を企画するものとする

①指導時間は2.5時間以上とし、適切なテーマを複数設けるものとする。

②テーマ設定にあたっては、行政説明(情報提供)との重複に留意すること。

※行政説明予定項目：「非常災害対策計画の策定」、「喀痰吸引等に係る登録手続き」、「消費税増税に係る軽減税率についての留意点」、「県による立入検査結果概要」

③原則講義形式で実施することとするが、効果的な内容とするため一部にグループワークを取り入れることは差し支えない。

④企画・提案及び運営は受託者によるものとするが、説明・解説等指導の一部について、県を含めた受託者以外の者に依頼することは妨げないとする。

⑤施設関係者の就業形態等を踏まえ、より多くの参加者が期待できる時期を選定するものとし、特に会場の選定にあたっては参加者の参集の便を考慮し所定の駐車台数を確保できる会場を選定することとする。なお、実施に当たっては県高齢者福祉介護課職員が実施状況を現地にて確認することとする。

⑥開催は沖縄本島3圏域のほか、宮古圏域及び八重山圏域の5圏域毎に、所在施設を主な対象として実施するものとする。圏域毎の施設数は次のとおり。

○北部圏域:55(49)施設程度、○中部圏域:240(237)施設程度、○南部地域:100(95)施設程度、○宮古圏域:20(17)施設程度、○八重山圏域:5(5)施設程度

※上記施設数は令和元年7月25日時点の施設数を基にした目安の数。

※特に施設数の多い中部圏域については2回実施し参加を促すこと。

(2) 集団指導開催の通知・取りまとめ業務

①事前に対象施設あて通知し、出欠報告を取りまとめること。

②通知に当たっては参加者の利便性を考慮し十分な周知期間を設けること。

(3) 各圏域における指導の実施(集団指導に係る疑義の集約・回答も含める)

①有料老人ホームの適正な運営を促す情報の伝達・意識啓発（基礎的な知識の

伝達に係る事項や施設運営に資する取り組み・制度の解説等)

②アンケート（参加者の理解や要望などについて）の実施

(4) 集団指導結果の集計報告業務

各圏域での指導修了ごとに、アンケート集計結果、質疑等について「指導結果報告書」としてまとめ、県に提出するものとする。

5 事業完了届の提出

最終圏域の「指導結果報告書」を提出後、30日以内もしくは、平成31年3月29日のうち早い期日のうちに、「業務完了届」（A4版縦左綴り）に以下の書類を添付して提出すること。

- (1) 集団指導の実施状況に関する書類
- (2) 受講者名簿
- (3) 指導に使用した資料一式
- (4) 指導の様子（写真）
- (5) 各圏域別アンケート集計結果

6 提出書類

提出書類は次のとおりとし、内容についてはあらかじめ県と調整の上作成する。

- (1) 各圏域における集団指導前
「指導結果報告書案」、「アンケート案」
- (2) 各圏域における集団指導後
「指導結果報告書」、「アンケート集計結果」
- (3) 本業務完了時
「業務完了届」、その他沖縄県が指定するもの 指定部数

7 その他

(1) 打ち合わせ等

実施するにあたっての企画・運営は、双方で協議することとし、必要に応じて県と打合せを行い、その都度、打合せ記録を提出するものとする。

(2) 疑義

本仕様書の内容に疑義が生じた場合及び細部事項については、担当者と協議の上、これを決定する。なお、本仕様書に明記のない事項であっても、必要な事項は誠実に実施すること。

(3) 問い合わせ先

沖縄県子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課（担当：宮里）

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2

電話：098-866-2214 FAX：098-862-6325

E-mail：miyztoms@pref.okinawa.lg.jp

受付時間：月曜～金曜（祝日を除く） 8:30～17:15